

障害年金について

請求しないと受け取れない障害年金

障害年金制度は、病気・ケガなどでやむを得ず重度の障害が残った原則65歳未満の方について、公的年金制度より年金という形で所得保障をするしくみです。

病気により、人工肛門の造設や喉頭全摘出をされた場合、また手術や治療、その後遺症により、日常生活において自分の力では自活が不可能な場合や、または、労働に著しい制限を受ける場合において、請求することで、受給できることがあります。

その病気・ケガが原因で、初めて医師または歯科医師の診察を受けた日（初診日）に加入している年金制度によって、請求できる年金が、障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金とに分かれています。

なお、障害年金を請求する場合は、①初診日要件、②障害認定日要件、③保険料納付要件（20歳前障害は不要）が問われます。

相談、請求窓口は？

初診日において加入している年金制度で異なります

国民年金の場合…市町村役場か年金事務所
厚生年金保険の場合…年金事務所
共済組合等の場合…所属する各共済組合



障害年金請求のための ワンポイントアドバイス

1. 市役所や年金事務所に相談する前に、メモを作りましょう

傷病名、最初に行った病院名と行った年月日、今通院している病院、現在までの病歴を簡単にメモしましょう。メモを持参することで相談時間も短縮できます。

2. 相談場所では、相談員の説明を良く聞きましょう

窓口は混雑することが多く、相談までに長時間待たされる場合もあります。前もって予定がわかれば予約を利用しましょう。窓口では書類の揃え方、書き方、年金の見込み額、制度の概要などを良く聞き、疑問点は遠慮なく質問してください。

3. 書類は順序良く揃えましょう

まずは最初に診察を受けた病院で受診状況等証明書をもって、初診日を確定します。そのうえで診断書をかかりつけのお医者さんに作成してもらいます。病歴申立書も過去の記憶を思い出しながら順序良く記入しましょう。

4. できるだけ多くの資料を用意しましょう

病院が閉鎖していたり、カルテが保存されていない場合でも諦めない。カルテはなくても入院通院記録が残っている場合があります。診察券、領収証、お薬手帳、母子手帳はもちろん、当時の日記や学校通信簿、写真もいざとなれば資料になります。

5. 書類は必ず目を通し、控えを保存しましょう

診断書、受診状況等証明書をもったらその場で点検して中身を確認。記載漏れや印鑑の押し忘れが多いので要注意。書類提出前には再度記載漏れや間違いがないかを確認し、すべての書類はコピーをとって自分で保管。万が一、請求却下や棄却、審査請求の際に参考にするからです。

6. 家族・友人知人・専門家の力を借りましょう

何よりも大事なのは自分の身体です。自分は治療に専念して家族や友人知人など周りの人の協力をもらいましょう。また有料ですが社会保険労務士に依頼すると制度の概要をわかりやすく説明してくれますし、多くのアドバイスが得られ、手続もスムーズに運びます。

お問い合わせ オフコース障害年金プラザ 社会保険労務士 中島隆史
〒901-2211 沖縄県宜野湾市宜野湾1-3-1
TEL: 098-963-5881 FAX 098-993-5647
Email: info@offcourse-plaza.jp
<http://www.offcourse-plaza.jp>